

Vol. 2 都市計画でなにを決めるの？

●都市計画の3本柱

都市計画法では、「土地利用計画」、「都市施設計画」、「市街地開発事業の計画」を都市計画の3本柱とし、さらに具体的な都市計画の内容を定めています。

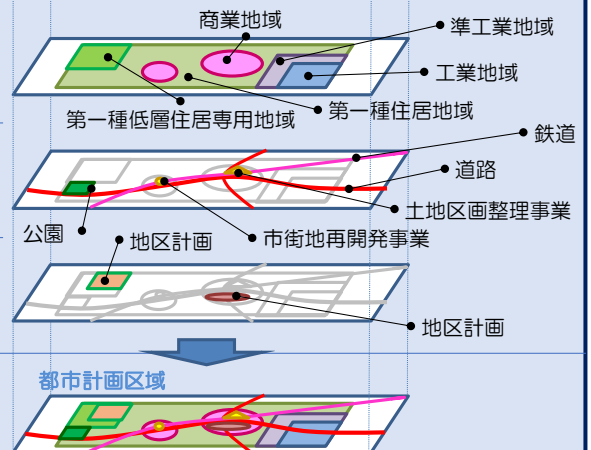
図 都市計画の体系イメージ

地域地区
【例：用途地域】

都市施設
市街地開発事業

地区計画

都市全体の
計画の見取り図



●地域地区

- ◆ 用途の適正な配分、都市の再生の拠点整備、良好な景観の形成等の目的に応じた土地利用を実現するために設定する地域又は地区です。
- ◆ 地域地区には、代表例である用途地域をはじめ、特別用途地区、高度地区、景観地区、臨港地区等、多数の種類があります。
- ◆ 本市では、用途地域、準防火地域、風致地区が指定されています。

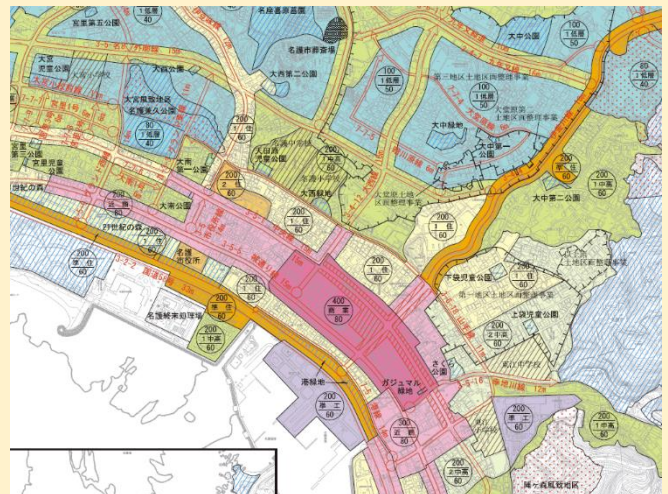


図 名護市都市計画図

●都市施設

- ◆ 円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。
- ◆ 本市では、道路、公園、下水道、学校などの都市施設が都市計画決定されています。

●市街地開発事業

- ◆ 市街地を面的、計画的に開発整備する事業です。
- ◆ 土地収用、換地、権利変換等の各種の手法により、宅地の整備やこれと一体となった公共施設の整備等を行います。
- ◆ 本市では、9地区の土地区画整理事業が実施されています。



図 都市施設（イメージ）